

記載例【適格機関投資家等特例業務、特例投資運用業務】

別紙様式第二十一号の二（第二百四十六条の三関係）

（日本工業規格 A 4）

第 ○ 期事業報告書〔 ○年○月○日から
○年○月○日まで 〕

（注意事項） 当期の
定時株主総会等後
に提出すること。

○年○月○日提出

（注意事項）（日本国の金融
商品取引法で定める）金融商
品取引業者の場合は登録番号
を併記すること。

商号又は名称 ●●●●株式会社
（○○財務局長（金商）第○○○○号）
住所又は所在地 東京都●●区●●3-2-1
氏名 代表取締役 ●● ●●
（法人にあつては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

事業報告書を書面により提出する場合、届出者が個人である場合には氏名に併せて届出者の印を、届出者が法人である場合には代表者の役職氏名に併せて代表者印を押印すること。ただし、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。

1 業務の状況

(1) 届出年月日

① 法第63条第2項又は第63条の3第1項の届出

平成○年○月○日

② 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第48条第2項、第4項又は第6項の届出

該当なし

(2) 行っている業務の種類

適格機関投資家等特例業務（私募及び運用）、経営コンサルタント、不動産売買業務

(3) 当期の業務概要

（ファンドではなく）届出者の当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること

(4) 説明書類に記載する事項

1 別紙様式第二十一号の三に記載されている事項

② 事業報告書に記載されている事項

（注意事項） (4)参照
営業所等で公衆縦覧に供して
いる説明書類について、該当
番号を○で囲む。
この事業報告書の写しを説明
書類に使用するときは2に該
当する。

(注意事項) (5)参照

届出者が株式会社（日本国の会社法で定める株式会社又は株式会社と同種、最も類似する外国会社）以外の場合は記載不要。

(5) 株主総会決議事項の要旨

(記載例) 定時株主総会開催日：平成○年○月○日

第1号議案 ●●●●●の件

第2号議案 ●●●●●の件

本事業報告書の報告対象期間中に開催された株主総会並びに報告対象期間にかかる計算書類の承認及び事業報告を行った定時株主総会を記載する。

(6) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

	役員		使用人	計
		うち非常勤		
総数	○名	○名	○名	■名

② 役員状況

(注意事項) 上記(6)①の役員の数分を記入。

役職名	氏名又は名称
代表取締役社長	●● ●●
専務取締役	●● ●●
常務取締役	●● ●●

③ 国内における代表者又は国内における代理人の状況

氏名、商号又は名称	住所又は所在地	電話番号
●● ●●	東京都●●区●●3-2-1	○○-○○○○ -○○○○

(7) 主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

(注意事項) 営業所及び事務所の全てを記載すること。

「主たる営業所」が登記上の所在地と異なる場合は、「登記上の所在地」も併記すること。

名称	所在地	役員及び使用人
本社	東京都●●区●●3-2-1	■名
計 1 店		計 ■名

(6)①の合計人数と一致しない場合は理由を欄外に付記する。

(注意事項) (8)参照

届出者が株式会社（日本国の会社法で定める株式会社、又は同株式会社と同種、最も類似する外国会社）以外の場合は記載不要。

(8) 株主の状況

氏名又は名称	住所又は所在地	割合
●● ●● ● その他(2名)	東京都●●区●●6-5-4 ● ●	○% ● ●
計 5 名		100.00%

(9) 外部監査の状況

公認会計士又は監査法人の氏名又は名称	監査の内容
●● ●●	法定監査 or 任意監査 <以下、監査結果の概要を記載>

(注意事項)

1 業務の状況

(2) 行っている業務の種類

当期末現在において行っている業務について、法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「私募」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「運用」と記載し、同条第9項に規定する適格機関投資家等特例業務のうち投資家の保護を図ることが特に必要なものとして令第17条の13の2に規定する業務を行う場合はその旨を、他にしている事業がある場合は当該事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(4) 説明書類に記載する事項

法第63条の4第3項の規定に基づき作成する説明書類に記載する事項が、別紙様式第二十一号の三に記載されている事項か、事業報告書に記載されている事項かの別について、該当する番号を○で囲むこと。

(5) 株主総会決議事項の要旨

届出者が株式会社である場合には、当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。ただし、適格機関投資家等特例業務に関連しない決議事項にあっては、記載を要しない。

(6) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人（適格機関投資家等特例業務に従事する役員及び使用人に限る。②において同じ。）について記載すること。

② 役員 の 状 況

当期末現在における役員 の 状 況 について記載すること。ただし、外国法人にあっては、国内における代表者（法第63条第7項第1号ニに規定する者をいう。③において同じ。）について③に記載すれば足りる。

③ 国内における代表者又は国内における代理人の状況

届出者が外国法人である場合には国内における代表者について、外国に住所を有する個人である場合には国内における代理人（法第63条第7項第2号ニに規定する者をいう。）について記載し、それ以外の場合は記載を要しない。

(7) 主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

当期末現在における主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所（以下(7)において「営業所等」という。）について記載すること。なお、当期中において、営業所等の設置若しくは廃止があった場合又は営業所等の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(8) 株主の状況

届出者が株式会社である場合には、当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、総株主等の議決権に占める当該株主が保有する株式に係る議決権の割合を、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

(9) 外部監査の状況

財務諸表について、公認会計士又は監査法人による外部監査を、年1回以上の頻度で受けている場合に記載すること。

「監査の内容」の欄には、当該外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。

※(10)～(12)における記載上の注意

- ・ 原則として、海外業者による海外の投資家に対する私募又は運用行為（いわゆる外-外取引）については記載の対象外（ただし、海外業者による海外の適格機関投資家に対する私募又は運用行為については、記載する必要がある。）。
- ・ 金額の記載は原則として円貨とすること（外貨の場合、当期末現在の為替レートで換算すること。）。
- ・ 記載単位が「百万円」と指定している項目については、百万円単位未満の数値は切り捨てること。

- ・法第2条第2項第5号に係るものとは、民法上の組合契約、匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利をいう。
- ・法第2条第2項第6号に係るものとは、外国の法令に基づく権利であって、上記の権利に類するものをいう。

(10) 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の私募の状況

区分	ファンド数		契約額	
	うち出資者が適格機関投資家のみ		うち出資者が適格機関投資家のみ	
法第2条第2項第5号に係るもの	3	1	百万円 150	百万円 60
法第2条第2項第6号に係るもの	—	—		
合計	3	1		

- ・当期に私募を行った結果、実際に契約したものを記載し、キャピタル・コール方式の場合には、出資約束金額を記載すること。
- ・海外業者の場合、国内の投資家の外、海外の適格機関投資家に対する私募についても記載すること。

(11) 法第63条第1項第2号に掲げる行為に係る業務の状況

① 内部管理の状況

<当社の内部管理の状況を記載>

- ※内部管理の状況について、どのように内部管理を行い、その実効性を担保しているかを具体的に記載すること。
- ※外部に業務委託を行っている場合は、当該業務委託先の関与を含めて記載すること。

(注意事項)

リスク管理を含めた運用管理、情報管理、利益相反を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

② 設定及び償還の状況

前期末		設定ファンド数	償還ファンド数	期中元本増減額	当期末	
ファンド数	元本額				ファンド数	元本額
3	百万円 100	2	1	百万円 50	4	百万円 150

(注意事項)

運用を行うファンドに係る、前期末残高、当期中新規設定、償還、期中増減額及び当期末残高を記載すること。

- ・当期に私募を行った結果、契約に至ったもので、かつ、実際に出資が履行されたものの外、当期において私募の実績がなくとも、過去に私募を行ったみなし有価証券で、存続期間の終期が当期以降に設定されているものについても記載すること。
- ・海外業者の場合、国内の投資家の外、海外の適格機関投資家に対する運用についても記載すること。

自己又は関連会社が発行する有価証券をファンドの投資対象としている場合、その合計額と、それがファンド運用全体の何パーセントに及んでいるかについて記載すること。

③ 自己又は関係会社が発行する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行有価証券	うち関係会社発行有価証券
百万円 120	百万円 12	
割合	10%	

・当期に私募を行った結果、契約に至ったもので、かつ、実際に出資が履行されたものの外、当期において私募の実績がなくとも、過去に私募を行ったみなし有価証券で、存続期間の終期が当期以降に設定されているものについても記載すること。
・海外業者の場合、国内の投資家の外、海外の適格機関投資家に対する運用についても記載すること。

(注意事項)

自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第1項第1号に規定する人等をいう。以下④及び⑫において同じ。）が発行する有価証券の金額の運用財産総額に占める割合（小数点以下第2位以下第1位まで記載すること。）について記載すること。

④ 運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等
●●●●	●●●●	●●●●

「投資先ファンドの種類」の欄には、投資信託、外国投資信託、投資法人に係る投資証券、組合型集団投資スキーム（民法上の組合契約、匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約、社団法人の社員権、外国の組合契約等に基づく権利）といった種類について記載すること。

(注意事項)

- 1 投資先のファンド関係者（対象有価証券（第130条第3項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）の発行者、対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下1において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の監査に係る業務を行う者その他ファンド資産の運用、保管及び監査に係る業務以外の当該対象有価証券の価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に係る重要な業務を行う者をいう。）のうちに関係会社がある場合に記載すること。
- 2 運用財産の運用として対象有価証券に投資している場合に、投資先ファンドの種類（投資先となる対象有価証券の種類をいう。）ごとに区分して、当該対象有価証券の価額の算出を行う者の商号又は名称並びに当該関係会社の商号又は名称、それらの者の役割分担及び届出者との関係内容を記載すること。
- 3 基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価

額の合計額の百分の一以上に相当する額である当該対象有価証券に係るファンドについて記載すること。

複数のファンドの私募又は運用を行っている場合には、個々のファンドごとに表を作成することに代えて、一覧表の形式で作成することとしても差し支えない（注意事項 26）。

(12) ファンドの状況

出資対象事業持分の名称	●●ファンド1号	
出資対象事業の内容	(商品分類)	(内容)
	ヘッジファンド	※参照表1の記載上の注意に従って記載。
出資対象事業持分の種別	匿名組合契約	
設定年月日	平成〇〇年〇月〇日	
業務の種別	私募・運用の別	届出の種別
	私募・運用	(注意事項5) 当期において行った（行っている）業務を記載すること。
私募の期間	開始（平成〇〇年〇月〇日） 終了（平成〇〇年〇月〇日）	
出資金払込口座の所在地	海外、米国（デラウェア州）	
資金の流れ	※出資金が払込口座に払い込まれ、その後の送金若しくは送付又は管理若しくは保管が、ファンドを運営・管理する上でどのように行われるかを説明し、それぞれの役割を担う金融機関名（本支店名）や営業拠点の名称を記載。	
存続期間	平成〇〇年〇月〇日～存続中	
出資者の状況	出資者の区分	出資者数
	適格機関投資家	10名
	うち個人	
	適格機関投資家以外の者	
	うち個人	

「参照表1」に従って、商品分類及び出資対象事業に係る投資方針・戦略等の概要を記載すること。

「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」、「その他の権利」の別について記載すること。

(注意事項5)
当期において行った（行っている）業務を記載すること。

「国内又は海外の別」、「国・地域名」等を記載すること。

(注意事項1参照)
・当期に私募を行った結果、契約に至ったもので、かつ、実際に出資が履行されたものの外、当期において私募の実績がなくとも、過去に私募を行ったみなし有価証券で、存続期間の終期が当期以降に設定されているものについても記載すること。
・海外業者の場合、国内の投資家の外、海外の適格機関投資家に対する運用についても記載すること。（以下、同様に記載すること。）

主な出資者の種別	合 計		
	種別		
	1		
	2		
	3		
適格機関投資家の 出資額及び出資割 合	出資額		円
	出資割合		%
適格機関投資家の 状況	1	商号・名称又は氏名	
		区分	号
		出資額	円
		第234条の2第1項 第1号に規定する金 額	円
	2	商号・名称又は氏名	
		区分	号
		出資額	円
		第234条の2第1項 第1号に規定する金 額	円
	3	商号・名称又は氏名	
		区分	号
		出資額	円
		第234条の2第1項 第1号に規定する金 額	円
4	商号・名称又は氏名		
	区分	号	
	出資額	円	
	第234条の2第1項 第1号に規定する金 額	円	
5	商号・名称又は氏名		
	区分	号	

「参照表2」に従って記載すること。

(注意事項1参照)
 ・当期に私募を行った結果、契約に至ったもので、かつ、実際に出資が履行されたものの外、当期において私募の実績がなくとも、過去に私募を行ったみなし有価証券で、存続期間の終期が当期以降に設定されているものについても記載すること。
 ・海外業者の場合、国内の投資家の外、海外の適格機関投資家に対する運用についても記載すること。

適格機関投資家の出資額は「円」単位で記載すること。

適格機関投資家が（日本国の投資事業有限責任組合契約に関する法律で定める）投資事業有限責任組合である場合に、当該組合の運用財産総額から借入金の額を控除した金額を記載すること。

適格機関投資家の出資額等は「円」単位で記載すること。

		出資額		円	
		第 234 条の 2 第 1 項 第 1 号に規定する金額		円	
	6	商号・名称又は氏名			
		区分			号
		出資額			円
		第 234 条の 2 第 1 項 第 1 号に規定する金額			円
	7	商号・名称又は氏名			
		区分			号
		出資額			円
		第 234 条の 2 第 1 項 第 1 号に規定する金額			円
	8	商号・名称又は氏名			
		区分			号
		出資額			円
		第 234 条の 2 第 1 項 第 1 号に規定する金額			円
	9	商号・名称又は氏名			
		区分			号
		出資額			円
		第 234 条の 2 第 1 項 第 1 号に規定する金額			円
	10	商号・名称又は氏名			
		区分			号
出資額				円	
第 234 条の 2 第 1 項 第 1 号に規定する金額				円	
適格機関投資家以	種別	数	出資額	出資割合	

「参照表 2」の種別に従って記載すること。

外の者の状況	国・地方公共団体等	名	百万円	%
	金融商品取引業者等	名	百万円	%
	金融機関等	名	百万円	%
	事業法人等	名	百万円	%
	個人	名	百万円	%
	外国法人又は外国人等	名	百万円	%
	密接な関係を有する者	名	百万円	%
	投資に関する事項について知識及び経験を有する者	名	百万円	%
	その他	名	百万円	%
ファンドの資産構成	区分	金額		備考
	現金	百万円		
	有価証券	百万円		
	うち非上場株式	百万円		
	デリバティブ資産	百万円		
	合計	百万円		
先物取引の状況	ロング・ポジション	ショート・ポジション		
	百万円	百万円		
主な投資対象資産	区分			割合
	1	「参照表3」に従って記載すること。		%
	2			%
	3			%
投資対象地域	「参照表4」に従って、投資対象地域を記載すること。			
金融商品取引行為の相手方の状況	相手方	取引額		備考
		百万円		
		百万円		
		百万円		
総出資額	<ul style="list-style-type: none"> ・総出資額等の金額については、出資約束金額ではなく、出資履行金額を基に記載すること。 ・ただし、出資約束金額であっても、運用期間中に必ず出資されるものとして金額が定められており、出資の時期のみが確定していないものについては、当該金額を基に記載して差し支えない。 			万円 (円)
純資産額				万円
純資産額(1年前)				万円

本欄以降の出資額等の金額については、「百万円」単位で記載すること。

総資産額	百万円			
配当額（分配額）	配当等利回り	直近1年間の総支払配当等額	設定来総支払配当等累計額	
	%	百万円	百万円	
想定配当等利回り	%			
解約額	百万円	口	名	
償還額	百万円	口	名	
第233条の3各号に掲げる者を相手方とする場合	第233条の3各号に掲げる者の有無			
	借入又は債務保証の有無			
	監査の状況	公認会計士又は監査法人の氏名又は名称		
		監査の内容		
第239条の2第1項第10号に規定する報告の状況				

配当等利回りという項目がなじまないファンドについては、内部収益率を記載することで足りる。

解約額、償還額の定義については、注意事項20及び21を参照。

ベンチャー・ファンドに関して特例的に追加された者を相手方とする場合には、「第233条の3各号に掲げる者の有無」の欄に「有」と記載した上で、「借入又は債務保証の有無」欄以降に記載するとともに、当該ファンドの財務諸表及び監査報告書の写しを添付すること。

(注意事項)

- 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに表を作成して記載すること。ただし、出資者が特定投資家のみである同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券については、「出資対象事業持分の名称」、「出資対象事業の内容」、「出資対象事業持分の種別」、「業務の種別」、「出資者の状況」、「主な出資者の種別」、「適格機関投資家の出資額及び出資割合」、「適格機関投資家の状況」、「適格機関投資家以外の者の状況」、「先物取引の状況」、「主な投資対象資産」、「投資対象地域」、「総出資額」、「純資産額」、「純資産額（1年前）」及び「総資産額」の欄に記載すれば足りる。

当期において私募の実績がなくとも、過去に私募を行った同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当期以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。

- 本表は当期末を基準時として作成すること。ファンド（法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と適格機関投資家等特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当期末以前の直近の計算期間末を

基準時として記載すること。

- 3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。また、「その他の権利」にあつては、具体的にその内容を記載すること。なお、「外国の法令に基づく権利」にあつては、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。
- 5 「私募・運用の別」の欄には、当期において法第 63 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務を行った場合は「私募」と、当期末時点において同項第 2 号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「運用」と、双方に該当する場合は「私募・運用」と記載すること。
- 6 「届出の種別」の欄には、当該ファンドに関して行う業務が、証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）附則第 48 条第 1 項に規定する特例投資運用業務である場合は「附則 48 条」と、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 32 号）附則第 2 条第 1 項に規定する旧法第二号適格機関投資家等特例業務である場合は「旧 63 条」と、同法による改正後の金融商品取引法第 63 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる行為に係る業務である場合は「63 条」と記載すること。
- 7 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。
- 8 「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。
- 9 「主な出資者の種別」の欄には、「国・地方公共団体等」、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」又は「その他」の種別ごとに合計した出資額について、総出資額に占める割合が大きい順に上位 3 位の種別について記載すること。ただし、総出資額に占める割合が百分の五以下である場合には記載を要しない。

なお、出資者の種別の定義は以下のとおりとする（12 において同じ。）。

「国・地方公共団体等」

令第 17 条の 12 第 1 項第 1 号若しくは第 3 号に掲げる者又は第 233 条の 2 第 4 項第 1 号に掲げる者をいう。

「金融商品取引業者等」

令第 17 条の 12 第 1 項第 4 号若しくは第 5 号又は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 14 号）（以下 9 及び 11 にお

いて「定義府令」という。) 第10条第1項第1号若しくは第2号に掲げる者をいう。

「金融機関等」

令第17条の12第1項第2号若しくは第12号に掲げる者又は第233条の2第4項第2号に掲げる者又は定義府令第10条第1項第4号、第5号、第7号から第17号まで、第19号若しくは第21号に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則(平成9年大蔵省・農林水産省令第1号)附則第36条の規定により適用する定義府令第10条第1項の特定承継会社をいう。

「投資事業有限責任組合」

定義府令第10条第1項第18号に掲げる者をいう。

「事業法人等」

令第17条の12第1項第7号から第11号までに掲げる者又は第233条の2第1項第2号、第4項第4号イ、第5号、第6号若しくは第8号に掲げる者(同条第1項第2号に掲げる者にあつては、親会社等に限る。)又は定義府令第10条第1項第20号、第23号イ若しくは第23号の2に掲げる者(第23号イに掲げる者にあつては、居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第16条第1項第5号前段に規定する居住者をいう。以下9において同じ。)に限る。)をいう。

「個人」

第233条の2第1項第1号若しくは第3項第1号に掲げる者(居住者に限る。)又は定義府令第10条第1項第24号イに掲げる者(居住者に限る。)をいう。

「外国法人又は外国人等」

令第17条の12第1項第13号に掲げる者又は第233条の2第1項第1号、第3項第1号、第2号、第4項第3号若しくは第4号ロ、第7号に掲げる者(同条第1項第1号又は第3項第1号に掲げる者にあつては非居住者(外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。以下9において同じ。)に限り、第233条の2第3項第2号又は第4号ロに掲げる者にあつては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合に限る。)又は定義府令第10条第1項第3号、第6号、第22号、第23号イ、第23号ロ、第24号イ、第24号ロ若しくは第25号から第27号までに掲げる者(第23号イ又は第24号イに掲げる者にあつては非居住者に限り、第23号ロ又は第24号ロに掲げる者にあつては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合に限る。)をいう。

「その他」

上記の種別のいずれにも該当しない者をいう。

- 10 「適格機関投資家の出資額及び出資割合」の「出資割合」の欄には、総出資額に占める適格機関投資家の出資額の割合を記載すること。
- 11 「適格機関投資家の状況」の欄には、出資額が大きい順に上位 10 者について記載すること。「区分」の欄には、各適格機関投資家に関し、定義府令第 10 条第 1 項第 1 号から第 27 号まで及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成 9 年大蔵省・農林水産省令第 1 号）附則第 36 条の規定により適用する定義府令第 10 条第 1 項の特定承継会社の区分の別について記載すること。「第 234 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する金額」の欄には、適格機関投資家が投資事業有限責任組合である場合に、当該投資事業有限責任組合の組合契約の相手方のために運用を行う金銭その他の財産の総額から借入金の額を控除した金額を記載すること。
- 12 「適格機関投資家以外の者の状況」の欄には、適格機関投資家以外の者について、「国・地方公共団体等」、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」、「密接な関係を有する者」（第 233 条の 2 第 1 項第 2 号（親会社等を除く。）から第 6 号に掲げる者（令第 17 条の 12 第 1 項各号（第 6 号を除く。）のいずれかに該当する者を除く。）をいう。）、「投資に関する事項について知識及び経験を有する者」（第 233 条の 3 各号に掲げる者（令第 17 条の 12 第 1 項各号のいずれかに該当する者を除く。）をいう。）又は「その他」（「密接な関係を有する者」及び「投資に関する事項について知識及び経験を有する者」を除く。）の種別ごとに、数、出資額及び出資割合を記載すること。また、「出資割合」の欄には、総出資額に占める各種別の出資割合を記載すること。
- 13 「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金、有価証券、うち非上場株式及びデリバティブ資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。
- また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。
- 14 「先物取引の状況」の欄のうち、「ロング・ポジション」の欄には、先物取引（法第 2 条第 21 項第 1 号及び第 2 号に掲げる取引（これらに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）をいう。以下 14 において同じ。）の買持ちの持ち高を記載すること。「ショート・ポジション」の欄には、先物取引の売持ちの持ち高を記載すること。
- 15 「主な投資対象資産」の欄には、運用財産額に占める割合が大きい順に上位 3 位までの投資対象資産について、区分（株式（公開又は非公開）、債券（国債又は国債以外）等）ごとに記載すること。

- 16 「投資対象地域」の欄には、投資対象資産が存在する地域（日本、北米等）を記載すること。
- 17 「金融商品取引行為の相手方の状況」の欄には、当期において権利者のために行った金融商品取引行為のうち、当該ファンドの総出資額の百分の十以上に相当する額である取引について記載すること。
- 「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていない場合は記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。）を記載すること。
- 「取引額」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及び想定元本ベースのデリバティブ取引高の合計金額を記載すること。
- 「備考」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った主な金融商品取引行為の概要について注記すること。
- 18 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。
- 19 「想定配当等利回り」の欄には、予定利回り、目標利回りその他の名称を問わず、法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の取得勧誘時に顧客に提示した配当等の利回り（年率）を記載すること。
- 20 「解約額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に解約を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において解約を行った分を記載すること。
- 21 「償還額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に償還期限が到来して償還を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において償還を行った分を記載すること。
- 22 「第233条の3各号に掲げる者の有無」の欄には、第233条の3各号に掲げる者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行った場合又は第233条の3各号に掲げる者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行っている場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。
- 23 「借入又は債務保証の有無」の欄には、当該ファンドにおいて借入又は債務保証を行っている場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。

- 24 「監査の内容」の欄には、外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。また、当該ファンドの財務諸表及び監査報告書の写しを添付すること。
- 25 「第 239 条の 2 第 1 項第 10 号に規定する報告の状況」の欄には、当期における報告年月日、出資対象事業の運営及び財産の運用状況に関する報告の要旨を簡潔に記載すること。
- 26 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

2 経理の状況

貸借対照表、損益計算書を作成し、提出することとする。ただし、届出者が法人格なき組合等を構成する者として届出を行った者である場合には、当該組合等の貸借対照表、損益計算書を提出することとする。届出者が個人である場合には、確定申告書に記載すべきこととされている事項を記載した書面を提出すれば足りる。

参照表 1 【商品分類及び内容】

	商品分類名	解説	内容欄の記載上の注意	
1	ヘッジファンド	投資家の財産について、レバレッジ、デリバティブ取引、ロング・ショートなどの手法を用いて運用し、リターンの拡大を目指すファンドとする。	以下に掲げる投資戦略からいずれかを選択すること。	
			マルチストラテジー	複数の戦略を組み合わせた戦略。
			株式ロング・ショート	値上がり期待できる個別株式銘柄群のロングと、値下がり期待できる銘柄群のショートを組み合わせた戦略。
			株式マーケット・ニュートラル	個別株式のロング・ポジションをコア・ポートフォリオとして保有しながら、先物やオプションを利用することによって市場下落リスクをヘッジし、ポートフォリオが市場の指標の実績を上回るよう、絶対収益を狙っていく戦略。
			CBアービトラージ	企業が発行するCBと他の証券との価格関係を収益機会とする戦略。
			債券アービトラージ	割高な債券をショートし、割安な債券をロングにするポジションを取る戦略で、一時的な価格のゆがみが合理的な価格に収斂する過程における収益を追求するレラティブ・バリューストратジーの1つ。
			イベントドリブン	企業の合併や組織・事業再編、清算、破産等のイベントによって生じる価格変動をとらえて収益を追求する戦略。
			エマージング市場	新興国市場の株式・債券等を主な投資対象とする戦略。
			グローバル・マクロ	為替・金利・株式・商品等あらゆるグローバル市場で、市場のゆがみ・矛盾や方向性に投資機会を見出し、現物・先物・デリバティブを用いた積極的な運用により、市場の方向に関係なく収益を追求する戦略。

	商品分類名	解説	内容欄の記載上の注意	
			マネージドフューチャーズ	各国の先物（株式・金利・コモディティ・通貨）市場で投資を行い、価格やテクニカル指標等を基にシステムティックに取引を行う戦略。
			ファンド・オブ・ヘッジファンズ	複数のヘッジファンドに分散投資する戦略。
			その他（具体的な投資戦略を記載）	上記のいずれにも当てはまらない戦略。
2	アクティビスト・ファンド	主として上場企業の株式を発行済株式総数の数%～数十%取得し、株主としての権限を活用して、配当の増額や企業価値向上を通じた株価の上昇によるキャピタルゲインの獲得を目指すファンドとする。	主な投資対象企業の業種、地域的特色その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。	
3	メザニン・ファンド	企業に対する資金供給として、デットのシニアの部分を銀行等がローンで出し、またエクイティをPEファンド等がとるとして、これら間にあるデットの劣後部分に対して資金を供給するファンドとする。	主な投資対象企業の業種、投資対象資産の種類（種類株式、劣後ローン、劣後債等）その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。	
4	ファンド・オブ・ファンズ	株券や債券等に直接投資を行うのではなく、それらに投資を行っている別のファンドに対して投資を行うファンドとする。	主な投資対象ファンドの種類、リスク特性、地域的特色その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。	
5	コンテンツ・フ	映画、ゲーム、アニメ等の製作のた	主な投資対象事業となるコンテンツの種類（映画、ゲーム、アニメ等）、地	

	商品分類名	解説	内容欄の記載上の注意
	ファンド	めに当該事業を共に行わない者からの出資を受け、著作権等を取得し、その事業収益を得ることにより利益獲得を目指すファンドとする。	域的特色その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。
6	商品ファンド	ファンドの組成事業者が投資家から資金を集め、主として商品投資による運用を行い、それによって得られた収益を投資家に分配するファンドとする。	主な投資対象商品の種類（現物又はデリバティブ取引の別などを含む）、投資対象地域その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。
7	現物ファンド （事業ファンド含む）	競走馬、アイドル、ワインなどの現物に投資するファンド及びホテル事業、飲食店経営、小売店経営などの事業に投資するファンドとする。	主な投資対象の種類（競走馬、アイドル、ワイン等）や事業種別（ホテル事業、飲食店・小売店の経営等）、投資対象地域その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。
8	バイアウト・ファンド	原則として未公開企業に対して発行済株式総数の過半数の株式を取得する形で出資し、相当の期間（3年から5年程度）経営に参画し、生産性の低い部門等の切離し、業務効率化、経営戦略の変更等により、企業価値を高めた後、上場や株式売却によりキャピタルゲインを得ようとするファンドとする。	主な投資対象企業の業種、投資対象地域その他の基本的な投資方針・戦略（バイアウトの投資手法）の概要について記載すること。
9	事業再生ファンド	財政状況が悪く、破綻に近いステージにある企業に対して投資し、再生させることを通じて利益を得るファンドとする。	主な投資対象企業や事業の業種・域的特色その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。

	商品分類名	解説	内容欄の記載上の注意
10	不動産ファンド	不動産（又は不動産信託受益権）を取得・開発し、賃料その他当該不動産からの収益を得ることにより、利益獲得を目指すファンドとする。	主な投資対象不動産の種類（商業施設、オフィス、レジデンス、ホテル、物流施設）、投資対象地域その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。
11	SRIファンド	環境対策や社会貢献活動などに熱心な企業に投資を行うファンドとする。	主な投資対象企業の業種、投資対象の種類（環境対策、社会的貢献活動の概要）その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。
12	ベンチャー・ファンド	高成長が見込まれるベンチャー企業の未公開株式を発行済株式総数の数%～50%程度取得し、創業期をサポートしてハンズオン支援を通じて企業価値を高め、IPO時の株式売却により利益獲得を狙うファンドとする。	主な投資対象企業の業種、投資対象企業の成長ステージ（シード、アーリー、ミドル、レイター）その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。
13	社会投資ファンド	道路、橋、送電線、学校など、経済社会活動を支える公共性の高いインフラに対して投資を行うファンドとする。	主な投資対象事業や社会資本の整備（道路、橋、送電線、学校等）の種類・開発手法、投資対象地域その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。
14	セカンダリー・ファンド	他のファンドから投資対象である未公開株式を買い取ったり、ファンドの出資持分の譲渡を受けたりするファンドとする。	主な投資対象のファンドや企業の業種・特色・売買手法その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。
15	その他	上記1～14のいずれにも当てはまらないファンドとする。	上記以外のファンドにおける主な投資対象の内容、リスク特性、投資対象地域その他の基本的な投資方針・戦略の概要について記載すること。

※ 二層構造ファンドの親ファンドの商品分類を記載する際は、子ファンドの商品分類と同じ商品分類を回答して下さい。

参照表 2 【出資者の種別】

属性	適格機関投資家	適格機関投資家以外
国・地方公共団体等		国【令 17 条の 12 第 1 項（以下「令」）1 号】
		地方公共団体【令 3 号】
		国又は地方公共団体が 4 分の 1 以上議決権を保有する公益社団法人等【令 15 号・業府令 233 条の 2 第 4 項 1 号】
金融商品取引業者等	証券会社・投資運用業者【定義府令 10 条第 1 項（以下「定義府令」）1 号】	金融商品取引業者（証券会社・投資運用業者以外）【令 4 号】
	投資法人【定義府令 2 号】	適格機関投資家等特例業者【令 5 号】
金融機関等	銀行【定義府令 4 号】	日本銀行【令 2 号】
	保険会社【定義府令 5 号】	年金基金（投資性金融資産 100 億円以上）【令 12 号・業府令 233 条の 2 第 2 項、令 15 号・業府令 233 条の 2 第 4 項第 2 号】
	信用金庫等・信用金庫連合会・労働金庫・労働金庫連合会【定義府令 7 号】	
	農林中金・商工中金【定義府令 8 号】	
	信用協同組合<届出>・信用協同組合連合会・農業協同組合連合会（預金受入等が認められている者）等【定義府令 9 号】	
	地域経済活性化支援機構【定義府令 10 号】	
	東日本大震災事業者再生支援機構【定義府令 10 号の 2】	
	財政融資資金の管理・運用者【定義府令 11 号】	
	年金積立金管理運用独立行政法人【定義府令 12	

属性	適格機関投資家	適格機関投資家以外
	<p>号】</p> <p>国際協力銀行及び沖縄振興開発金融公庫【定義府令 13 号】</p> <p>日本政策投資銀行【定義府令 14 号】</p> <p>業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び漁業協同組合連合会【定義府令 15 号】</p> <p>短資業者【定義府令 16 号】</p> <p>銀行法施行規則 17 条の 3 第 2 項 12 号に掲げる業務を目的とする株式会社（資本金 5 億円以上）＜届出＞【定義府令 17 号】</p> <p>年金基金＜届出＞、企業年金連合会【定義府令 19 号】</p> <p>信託会社＜届出＞【定義府令 21 号】</p>	
投資事業有限責任組合	投資事業有限責任組合【定義府令 18 号】	
事業法人等	民間都市開発推進機構【定義府令 20 号】	当該特例業者の親会社等【令 6 号・業府令 233 条の 2 第 1 項 2 号】
	国内の法人（保有有価証券残高 10 億円以上）＜届出＞【定義府令 23 号イ】	上場会社【令 7 号】
	特定目的会社＜届出＞【定義府令 23 号の 2】	法人（純資産又は資本金 5 千万円以上）【令 8 号、9 号】
		特殊法人・独立行政法人等【令 10 号】

属性	適格機関投資家	適格機関投資家以外
		<p>特定目的会社【令 11 号】</p> <p>法人（投資性金融資産 1 億円以上）【令 15 号・業府令 233 条の 2 第 4 項 4 号イ】</p> <p>金商業者、上場会社、法人（純資産又は資本金 5 千万円以上）の子会社等・関連会社等【令 15 号・業府令 233 条の 2 第 4 項 5 号イ～ニ】</p> <p>資産管理会社【令 15 号・業府令 233 条の 2 第 4 項 6 号・8 号】</p>
個人	国内の個人（保有有価証券残高 10 億円以上）＜届出＞【定義府令 24 号イ】	当該特例業者の国内の役員、使用人【令 6 号・業府令 233 条の 2 第 1 項 1 号】
		国内の個人（投資性金融資産 1 億円以上、証券口座開設 1 年経過）【令 14 号・業府令 233 条の 2 第 3 項 1 号】
外国法人又は外国人等	外国投資法人【定義府令 3 号】	当該特例業者の外国の役員、使用人【令 6 号・業府令 233 条の 2 第 1 項 1 号】
	外国保険会社等【定義府令 6 号】	外国法人【令 13 号】
	外国信託会社＜届出＞【定義府令 22 号】	外国の個人（投資性金融資産 1 億円以上、証券口座開設 1 年経過）【令 14 号・業府令 233 条の 2 第 3 項 1 号】
	外国の法人（保有有価証券残高 10 億円以上）＜届出＞【定義府令 23 号イ】	【外国の組合の個人 GP】外国の組合等の業務執行組合員（投資性金融資産 1 億円以上）である個人【令 14 号・業府令 233 条の 2 第 3 項 2 号】
	【外国の組合の法人 GP】外国の組合等の業務執行組合員（保有有価証券残高 10 億円以上）＜届出＞【定義府令 23 号ロ】	外国年金基金（投資性金融資産 100 億円以上）【令 15 号・業府令 233 条の 2 第 4 項 3 号】

属性	適格機関投資家	適格機関投資家以外
	外国の個人（保有有価証券残高 10 億円以上）＜届出＞【定義府令 24 号イ】	【外国の組合の法人 GP】外国の組合等の業務執行組合員（投資性金融資産 1 億円以上）である法人【令 15 号・業府令 233 条の 2 第 4 項 4 号ロ】
	【外国の組合の個人 GP】外国の組合等の業務執行組合員（保有有価証券残高 10 億円以上）＜届出＞【定義府令 24 号ロ】	外国の組合型ファンド等【令 15 号・業府令 233 条の 2 第 4 項 7 号】
	外国金融機関等＜届出＞【定義府令 25 号】	
	外国政府等＜届出＞【定義府令 26 号】	
	外国年金基金（純資産額 100 億円以上）＜届出＞【定義府令 27 号】	
その他	【国内の組合の法人 GP】組合、匿名組合、有限責任事業組合（保有有価証券残高 10 億円以上）＜届出＞【定義府令 23 号ロ】	【国内の組合の個人 GP】組合、匿名組合、有限責任事業組合の業務執行組合員（投資性金融資産 1 億円以上）である個人【令 14 号・業府令 233 条の 2 第 3 項 2 号】
	国内の組合の個人 GP】組合、匿名組合、有限責任事業組合（保有有価証券残高 10 億円以上）＜届出＞【定義府令 24 号ロ】	【国内の組合の法人 GP】組合、匿名組合、有限責任事業組合の業務執行組合員（投資性金融資産 1 億円以上）である法人【令 15 号・業府令 233 条の 2 第 4 項 4 号ロ】 上記に当てはまらない平成 27 年改正金商法施行前の出資者
密接な関係を有する者		特例業者の子会社等、親会社等の子会社等【令 6 号・業府令 233 条の 2 第 1 項 2 号】 特例業者の運用委託先【令 6 号・業府令 233 条の 2 第 1 項 3 号】

属性	適格機関投資家	適格機関投資家以外
		<p>特例業者の投資助言者及び当該助言者に対して助言を行う者 【令6号・業府令233条の2第1項4号】</p> <p>特例業者の親会社等、子会社等、親会社等の子会社等、運用委託先、投資助言者の役員又は使用人【令6号・業府令233条の2第1項5号】</p> <p>特例業者、特例業者の役員又は使用人、特例業者の親会社等及びその子会社等、子会社等、運用委託先、投資助言者等の役員又は使用人の親族（3親等）【令6号・業府令233条の2第1項6号】</p>
<p>【ベンチャー・ファンドのみ】</p> <p>投資に関する事項について知識及び経験を有する者</p> <p>※ベンチャー・ファンドについては、</p>		<p>上場会社又は法人（純資産又は資本金5千万円以上）かつ有価証券報告書提出会社の役員・元役員【令17条の12第2項・業府令233条の3第1項1号・2号・4号・5号】</p> <p>組合、匿名組合、有限責任事業組合又は外国の組合等の業務執行組合員（投資性金融資産1億円以上）である法人の役員・元役員【令17条の12第2項・業府令233条の3第1項3号～5号】</p> <p>組合、匿名組合、有限責任事業組合又は外国の組合等の元業務執行組合員（投資性金融資産1億円以上）【令17条の12第2項・業府令233条の3第1項6号】</p>

属性	適格機関投資家	適格機関投資家以外
<p>・ファンド契約書類の提出 ・公認会計士による会計監査等が前提</p>		<p>会社の役員・従業員・コンサルタント等として、会社の設立、増資、新株予約権の発行、新規事業の立上げ、経営戦略の作成、企業財務、投資業務、株主総会若しくは取締役会の運営、買収又は株式の上場等に関する実務に、一定期間直接携わった経験があり、当該実務について専門的な知識や能力を有する者 【令 17 条の 12 第 2 項・業府令 233 条の 3 第 1 項 7 号】</p>
		<p>有価証券届出書又は有価証券報告書を提出する上場会社等の上位 50 名又は 10 名程度の株主等として記載された個人・法人等 【令 17 条の 12 第 2 項・業府令 233 条の 3 第 1 項 8 号】</p>
		<p>認定経営革新等支援機関（弁護士、会計士等）【令 17 条の 12 第 2 項・業府令 233 条の 3 第 1 項 9 号】</p>
		<p>上記の出資可能な投資家が支配する会社【令 17 条の 12 第 2 項・業府令 233 条の 3 第 1 項 10 号】</p>

参照表 3 【出資対象】

1	株式（公開）	24	競走馬
2	株式（未公開）	25	アイドル
3	債券（国債、地方債、政府保証債）	26	魚貝類養殖事業
4	債券（3 以外の一般社債等）	27	野菜・果物栽培事業
5	信託受益権（不動産）	28	動物関係事業
6	信託受益権（不動産を除く）	29	ホテル事業
7	集団投資スキーム持分	30	小売店経営
8	有価証券店頭デリバティブ	31	飲食店経営
9	有価証券以外の店頭デリバティブ	32	エコ事業
10	有価証券市場デリバティブ	33	システム関係
11	有価証券以外の市場デリバティブ	34	出版物
12	投資信託（マザー投資信託を除く）	35	貴金属・宝石類
13	投資信託（マザー投資信託）	36	インフラ
14	金銭債権	37	航空機
15	その他債権（医療関連報酬債権等）	38	自動車（バス等を含む）
16	商品	39	船舶
17	通貨	40	鉄道車両
18	映画	41	設備関係
19	音楽	42	知的財産権
20	絵画	43	不動産
21	アニメ	44	不動産の賃借権
22	ゲーム	45	その他
23	アルコール類		

参照表 4 【投資対象地域】

1	グローバル
2	日本
3	北米
4	欧州
5	アジア
6	オセアニア
7	中南米
8	アフリカ
9	中近東（中東）

- ・ グローバルとは、投資対象が所属する地域が上記分類において複数にまたがる場合をいう。